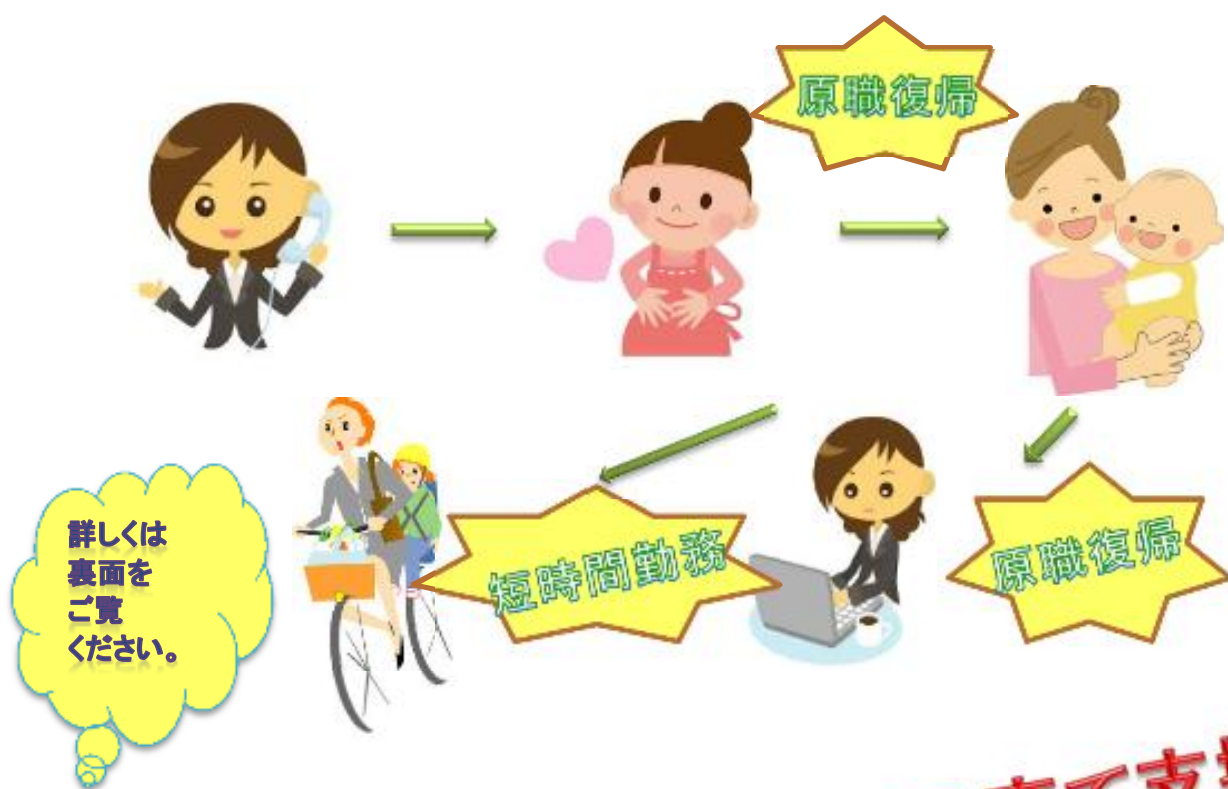


職業生活と家庭生活の両立を目指して！

助成金を活用してみてもいいかがですか

# 育児休業者の代替要員の確保 期間雇用者の育休取得

に取り組むと・・・



労働者の出産・子育て支援  
人材の確保・定着  
助成金

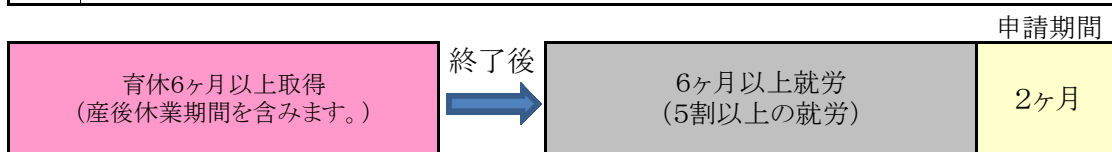
# 平成26年度両立支援等助成金



## 1. 期間雇用者継続就業支援コース

期間の定めのある労働者で育児休業を取得した労働者はいませんか？

①	中小企業事業主である
②	期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度及び育児短時間勤務制度を就業規則等に規定している
③	期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6ヶ月以上継続して雇用している
④	仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施している



※支給額 1人目:40万円 2人目から5人目:15万円

※期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復帰した場合:1人目10万円、2人目~5人目で5万円加算

※育児休業を終了した期間雇用者が平成28年3月31日までに出了事業主が対象となります

※支給申請日にも  
雇用されている

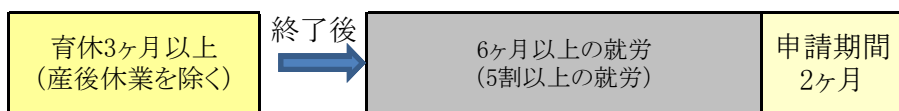
## 2. 代替要員確保コース

育児休業中の方の職務を代替する者を雇っていませんか？

①	中小企業事業主である
②	育児休業取得者を、育児休業終了後に <b>原職等</b> に復帰させる旨の取り扱いを、申請予定の労働者の復帰より前に、労使協約または就業規則に規定している
③	3ヶ月以上の育児休業を取得した労働者を、 <b>原職等に復帰させ、復帰後6ヶ月以上雇用している</b>

代替要員について

①	育児休業取得者の職務を代替する者であること
②	育児休業者取得者と同一の事業所及び部署で勤務していること
③	育児休業者取得者と所定労働時間が概ね同等であること
④	育児休業者取得者の育児休業期間において、連続して1ヶ月以上勤務した期間が合計して3ヶ月以上あること(単発的な短期の欠勤(各月ごとの所定労働時間の10%未満の場合に限る)、年次有給休暇等は算入可)



代替者3ヶ月以上勤務

※支給申請日にも  
雇用されている

※育児休業取得者1人当たり:15万円

(各年の4/1~翌3/31の間において、延べ10人まで5年間)



他にも要件があります。詳しくは  
茨城労働局雇用均等室へ  
TEL 029-224-6288